

新しくなる贈与制度を学ぼう その①

～令和6年 暦年贈与の改正～

令和6年より贈与のルールが変わります

令和6年1月1日からの贈与のルールが変わります。

- ・ 暦年課税制度はより厳しい改正に
- ・ 相続時精算課税制度はより使いやすい改正に



贈与が成立



「ありがとう」

贈与の仕組みを確認し、
正しい贈与を行いましょう！

令和5年までの暦年贈与と相続時精算課税の比較

	暦年課税	相続時精算課税
贈与者	誰でも可能	贈与をした年の1月1日において60歳以上である父母、祖父母
受贈者	誰でも可能	贈与を受けた年の1月1日において18歳以上の推定相続人、孫
基礎控除 (非課税枠)	年間110万円	上記の贈与をする人ごとに相続開始するまで原則2500万円
税率	超過累進課税 (10~55%)	(累計贈与額 - 2500万円) ×一律20%
贈与者が死亡 した場合	相続開始前3年以内に受けた贈与財産は相続財産に加算	この制度を適用した贈与財産は全て贈与時の価格で相続財産に加算
併用できるのか	相続時精算課税を一度選択すると相続発生時まで継続	

暦年贈与の改正点

【改正前】

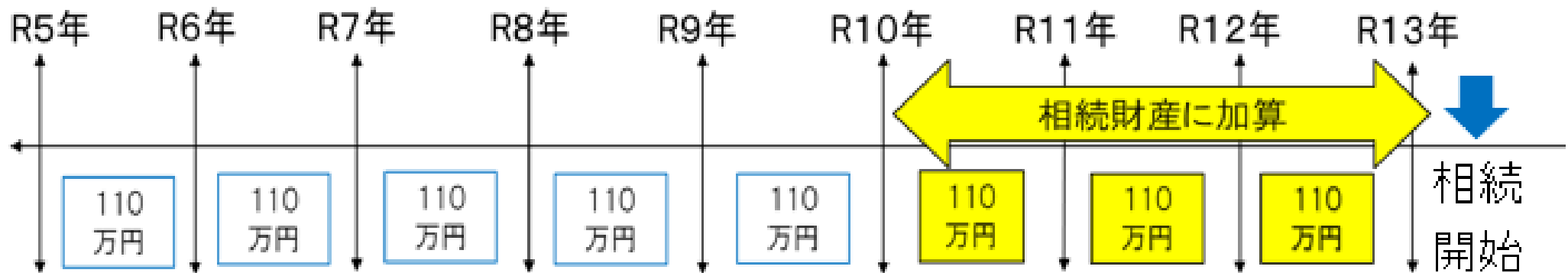
相続開始前3年以内の贈与が相続税の対象

【改正後】

相続開始前7年以内の贈与が相続税の対象

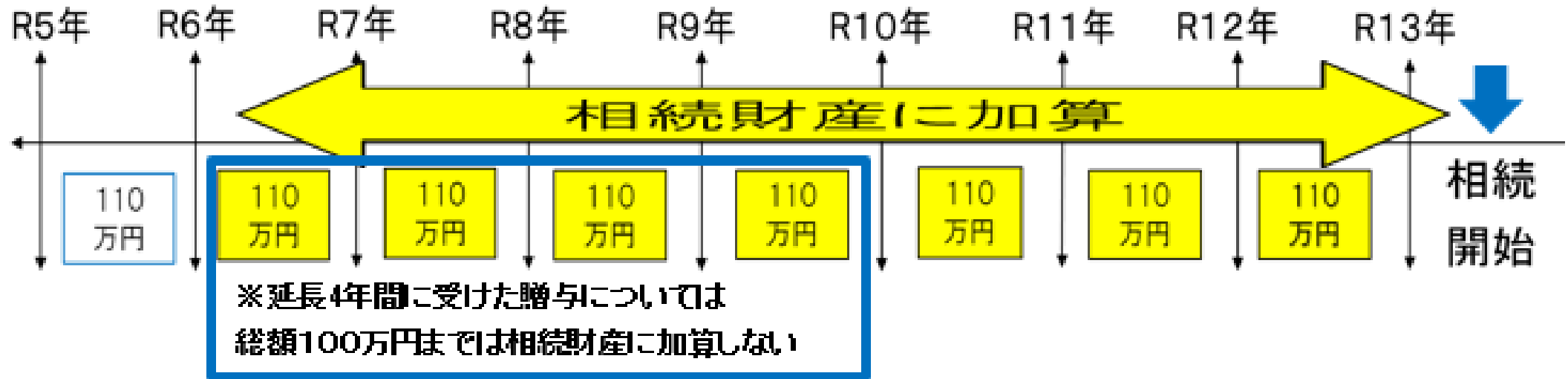
暦年贈与の改正点～改正前の贈与～

毎年4月15日、子に対し110万円贈与
令和13年4月15日に相続開始と仮定した場合



- ・ 令和10年4月15日～令和13年4月15日の贈与が加算の対象
- ・ 合計330万円が相続財産に加算される

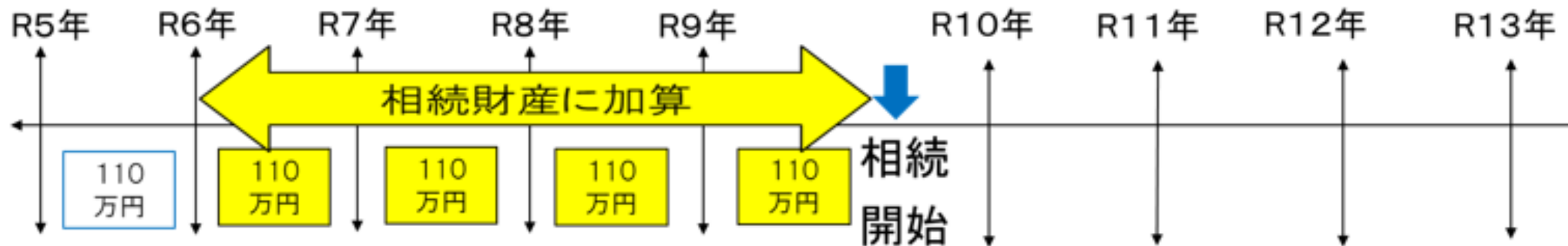
暦年課税の改正点～改正後の贈与～



- ・令和6年4月15日～令和13年4月15日の贈与が加算の対象
- ・合計770万円－総額100万円＝670万円が相続財産に加算される

暦年課税の改正点～改正後の贈与～

毎年4月15日に子に対し110万円贈与
令和9年9月15日に相続開始と仮定した場合



※延長4年間に受けた贈与については
総額100万円までは相続財産に加算しない

- ・ **令和6年1月1日～令和9年9月15日**の贈与が加算の対象
- ・ 合計440万円－**総額100万円**＝**340万円**が相続財産に加算される

END